

レアメタル等を含む小型電子機器等リサイクル推進事業費

789百万円（401百万円）

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

1. 事業の必要性・概要

資源小国の我が国において、有用金属（資源として利用価値のあるベースメタル、貴金属、レアメタル）が含まれる使用済製品は、循環資源としての有効利用が期待されているが、その多くが廃棄されている状況にあった。

このため、使用済小型電子機器等のリサイクルにより、資源確保・廃棄物減量化・有害物質管理を含む循環型社会形成の推進を目的として、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」（平成24年法律第57号）が平成25年4月1日に施行された。また、本法に基づく基本方針において、使用済小型電子機器等の再資源化を実施すべき量に関する目標を、平成27年度までに年間14万トンと定められている。

そこで、上記目標を目指し、使用済小型電子機器等のリサイクルを促進するため、市町村の参加促進のための措置や制度についての情報発信を行うとともに、回収量拡大・リサイクル効率化に向けた調査・検討等を行う。

2. 事業計画（業務内容）

（1）小型家電リサイクル制度の円滑な実施と効果の検証のための調査

小型家電の回収が未実施の市町村を対象に、回収に係る課題解決のための検討を実施しながら回収体制構築のための実証事業を実施する。

（2）市町村に対する回収状況診断と回収量拡大のための措置の検討

既に使用済小型電子機器等の回収を実施している市町村の回収状況を診断し、回収量拡大のための検討を行う。また、回収・リサイクルが進んでおりトップランナーとして他の市町村の牽引役として期待できる市町村について、当該地域をモデルケースとした各種取組支援と効果検証を行う。

（3）小型家電リサイクル制度に係る情報発信及び導入促進事業

消費者に対して小型家電リサイクル制度の意義と仕組みについて情報発信する。また、違法な不用品回収が横行し、不適正に使用済小型電子機器等が海外に流出していることに鑑み、不適正なルートに排出しないよう消費者に呼びかける。

市町村に対しては、制度参加と取組拡大を呼びかけるとともに、説明会等を通じて、優良な回収事例や不適正事例などについて情報提供を行う。

(4) 小型家電リサイクル制度の継続的・安定的運用のための検討

制度の継続的・安定的運用のため、以下調査を実施する。

- ・ 使用済小型電子機器等の適切な国際移動に関する調査
- ・ 密閉型蓄電池等の処理に関する検討調査
- ・ 事業者から排出される使用済小型電子機器等の取扱いに関する検討 等

3. 施策の効果

上記施策の実施により

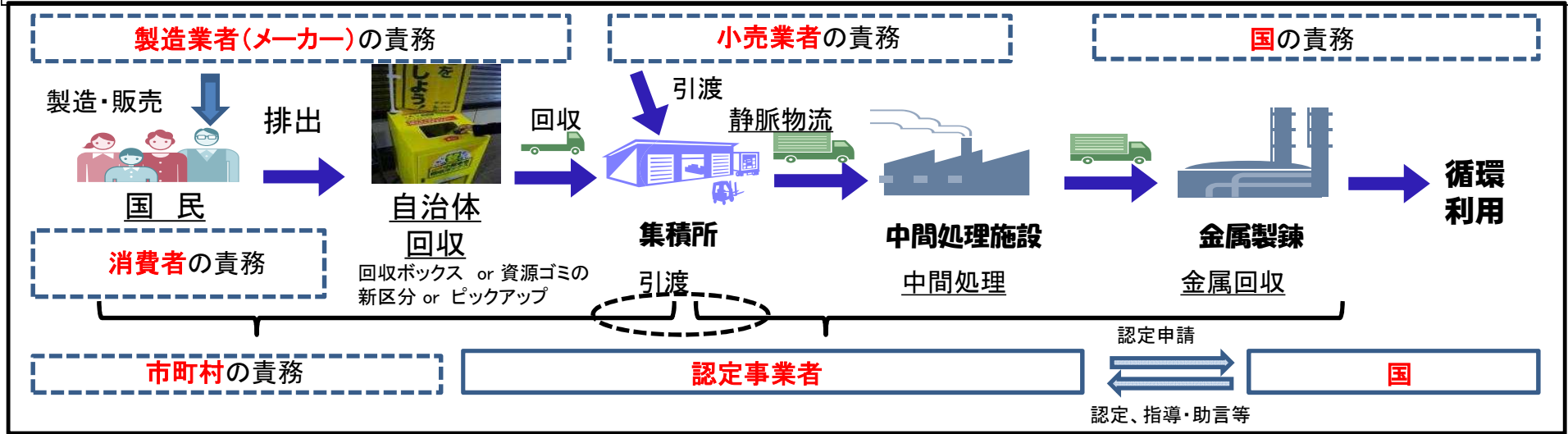
- ・ 制度参加市町村の増加及び回収量の拡大
- ・ 消費者のリサイクル意識の高揚と不適正ルートへの排出抑制
- ・ リサイクルの高度化

が期待できる。また、再資源化量の目標達成に近づくとともに、使用済小型電子機器等の再資源化の促進と、安定した制度の運用が図れる。

レアメタル等を含む小型電子機器等リサイクル推進事業費

平成27年度要求 789百万円(401百万円)
支出予定先 民間団体

・多くの市町村と事業者の参加の下で、小型家電リサイクル制度を推進し、廃棄物の減量化・有用金属等の再資源化を行うことで、循環型社会形成の推進と資源の安定供給を確保する。



平成25年4月
小型家電
リサイクル法施行

平成26年度

平成25年度

平成27年度実施内容

目標:平成27年度までに年間14万tの再資源化

- 課題解決のための実証事業の実施(小型家電回収未実施の市町村対象)
 - ・都道府県主導による自治体連携検討
 - ・ピックアップ回収の導入促進等
- 市町村の回収状況診断とトップランナー支援
 - ・リサイクル状況「見える化」検討
 - ・啓発・教育活動支援
 - ・協議会立ち上げ支援等

- 国民・市町村等への周知・普及啓発
- 処理状況実態調査
 - ・再資源化状況
 - ・密閉型蓄電池等処理状況
 - ・排出後フロー等
- 再資源化事業評価検討
- 事業系小型家電の回収促進検討
- 次期回収目標検討

